

京都市人権文化推進計画

平成30年度取組実績

京 都 市

目 次

I 重要課題別の取組

1 女性と男性が互いに人権を尊重し支え合うまちづくり	1
2 子どもを共に育む社会づくり	3
3 高齢者の人権尊重と支え合う健康長寿のまちづくり	7
4 障害者の人権尊重と互いに支え合うまちづくり	10
5 ひとりひとりの人権が大切にされる同和問題の解決のための取組	15
6 多文化が息づくまちづくりと外国籍市民等の人権尊重	16
7 安心して働き続けられる職場づくり	19
8 感染症患者等の人権尊重	20
9 犯罪被害者等の人権尊重	22
10 ホームレスの人権尊重と自立支援	23
11 高度情報化社会における人権尊重	24
12 様々な課題	25
13 複数課題に関連する事業	26

1 5

II 教育・啓発, 相談・救済の取組

1 教育・啓発	27
2 相談・救済	31

III 計画の推進に関する取組

1 推進体制と職員研修	32
2 関係機関, 関係団体との連携	33
3 進行管理と評価	33

「京都市人権文化推進計画 平成30年度取組実績」について

○ 概要

京都市人権文化推進計画（以下「同計画」といいます。）は、第1章（基本的な考え方）、第2章（各重要課題について）、第3章（人権施策の推進）、第4章（計画の推進）からなっており、その進行管理のため、同計画に掲げる施策について、毎年度、具体的な事業計画を策定し、施策の実施状況の点検を行うこととしています。

同計画の進行管理については、第2章から第4章までを対象としており、本取組実績は、それぞれの施策について実施した具体的な事業名を掲載しています。

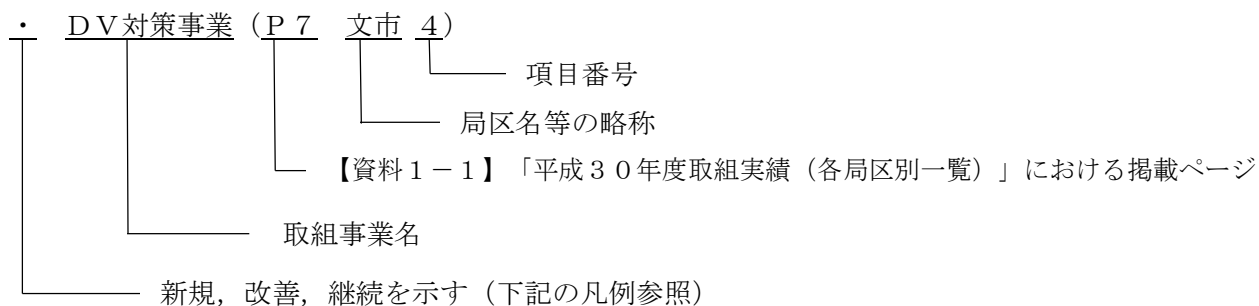
- I 各重要課題の取組（同計画の第2章部分に関する取組）
- II 教育・啓発，相談・救済の取組（同計画の第3章部分に関する取組）
- III 計画の推進に関する取組（同計画の第4章部分に関する取組）

○ 平成30年度取組実績における取組事業数 484事業

（内訳）

新規事業数	9事業
改善等事業数	15事業
継続事業数	460事業

（平成30年度取組実績掲載例）



取組事業の凡例

新規事業……◎，改善等事業……○，継続事業……・

平成30年度取組実績 新規・改善事業一覧

【新規】9件

- ①LGBT等の性的少数者に係る取組の推進（P13 文市38）
- ②人権文化推進計画中間見直しに係る市民意識調査の実施（P13 文市39）
- ③「障害者芸術」の活性化を契機とした新たな文化芸術の魅力発信事業（P18 保福22）
- ④さきょうほっこりベビーフェスタ☆2018（P38 左京13）
- ⑤パワーハラスメント防止に向けた研修及び職場教育の実施（P64 消防8）
- ⑥多くの外国人観光客等が利用する施設に対する防火・防災講習会の開催（P65 消防9）
- ⑦住宅用火災警報器取付支援の実施（P66 消防28）
- ⑧年代別防災カリキュラムを活用した幼少年等に対する防災指導の実施（P67 消防29）
- ⑨福祉関係機関等との連携を図る「情報連絡シート」の導入（P67 消防34）

【改善】15件

- ①ヘイトスピーチなど特定の民族や国籍に対する差別事象への対応（P6 総企23）
- ②「真のワーク・ライフ・バランス」の推進（P7 文市1）
- ③犯罪被害者支援策の推進（啓発・教育）（P8 文市11）
- ④人権擁護委員による特設相談の実施（P9 文市15）
- ⑤人権啓発パネル展の開催（P11 文市26）
- ⑥海外観光宣伝（「Kyoto City Official Travel Guide」での情報発信）（P14 産観5）
- ⑦ユニバーサルツーリズムの推進（P14 産観7）
- ⑧観光事業者を対象とした外国人観光客等についての理解を深めるための取組の推進（P15 産観9）
- ⑨障害者休日・夜間相談受付センターの設置（障害者24時間相談体制等構築事業）（P16 保福5）
- ⑩～地域で気づき・つなぎ・支える～認知症総合支援事業（P22 保福62）
- ⑪交通バリアフリーの推進（P31 都計3）
- ⑫人権施設体験講座等の開催（P39 中京7）
- ⑬防火防災パンフレット「みんなの消防・防災探検」を活用した小学生への防火防災指導の実施（P66 消防19）
- ⑭帰国・外国人児童生徒等に対する支援（P73 教育9）
- ⑮心の居場所づくり推進事業（P75 教育18）

※ 上記「POO」は，【資料1－1】「平成30年度取組実績（各局区別一覧）」における掲載ページを示します。

I 各重要課題の取組

人権に関わる各重要課題について、各分野別の計画等に基づき、市民等と共に、各部署連携の下、解決に向けた取組を推進する。

1 女性と男性が互いに人権を尊重し支え合うまちづくり

主な課題

- ◆ 女性の就業率（約6割）は男性（約8割）に比べ低く、また、出産・育児などで就業を中断することなどにより、非正規雇用に就きがちで就業構造があり、さらに、企業等において管理職等に占める女性の割合も依然として低い状況です。このため、雇用における男女の均等な機会と待遇の確保を図ることが必要です。
- ◆ DV（ドメスティック・バイオレンス）相談件数はここ数年全国的にも増加傾向にあり、未然に防止するための啓発や被害者の意思を尊重したうえで、自立のための情報提供や心理的ケアなど、様々な支援を総合的に、迅速に取り組むことが必要です。
- ◆ セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）については、法制度や相談体制が整備されてきているものの、依然として多くの相談事例があり、防止のための事業主の更なる意識改革が必要です。

実施施策

（1）DV対策

DV対策をより一層総合的かつ計画的に推進するとともに、DV根絶に向けた広報・啓発の実施や京都市DV相談支援センターを京都市のDV対策の中核的施設として、関係機関と連携の下、継続した被害者支援に取り組んだ。また、若年層に対する啓発や被害者とその子どもの自立に向けた支援に重点を置いた取組を行った。

（平成30年度取組実績）

- ・ DV対策事業（P7 文市4）

「きょうと男女共同参画推進プラン（改定版）」における「京都市DV対策基本計画」に基づき、京都市DV相談支援センターを本市DV対策の中核的施設として、初期の相談から自立促進に向けた支援まで継続的な支援に取り組むとともに、男性のためのDV電話相談、市民への普及啓発等、DV根絶に向けた様々な取組を実施した。

- ・ 京都市DV相談支援センターでは5,788件の相談があり、各種証明書の発行、同行支援、カウンセリングなどの支援を行った。また、京都市男女共同参画センター（ウィングス京都）において、女性へのDVに関する相談（788件）を受けるとともに、「男性のためのDV電話相談」を開催（26回、相談件数34件）するなど、相談体制の充実に努めた。
- ・ DV被害者の居住の安定による自立支援のため、DV被害者向けの市営住宅の優先入居を4回実施（入居件数0件）したほか、DV被害者の安全確保のため一時的に避難させることができる民間シェルターに対し、家賃補助等を行った。
- ・ 市民への普及啓発として、「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、市民しんぶんへの掲載、市・区役所でのパネル展示、京都駅前での「パープルリボンキャンペーン」を行ったほか、DV被害者支援シンポジウム（参加者202名）を開催した。また、DV予防事業として、中学生や高校生等の授業での使用を想定したDVDを活用し、若年層や教職員向けの啓発（DV予防講座／全5回、参加人数684名）等を行った。

(2) 雇用・意思決定

男女の均等な雇用機会と待遇の確保等を図るため事業者に対する啓発を推進し、自主的な取組の促進に繋げた。

本市の附属機関等における女性委員の登用を促進するとともに、男女があらゆる分野での意思決定に参画できるよう企業等の取組を支援した。また、女性のニーズに応じた職業能力の開発支援や就業支援を推進した。

(平成30年度取組実績)

- ・ 市の附属機関等における女性委員の登用の推進 (P 7 文市6)
- ・ 女性の活躍推進 (P 8 文市7)

「京で輝く！女性活躍推進プロジェクト」の一環として、多様な働き方について考えるシンポジウムや、女子学生・一般社員などの各対象者向けのセミナーを開催した。シンポジウムは7月26日に開催、157名が参加し、女性活躍推進の意識を高めることができた。セミナーは女子学生向け、一般社員向けにそれぞれ開催し、ロールモデルを招いた講座やグループトークにより、今後のキャリアデザインについて考え、働き方についての理解を深める機会とした。

(3) 啓発・広報

男女共同参画の理念等についての広報・啓発活動を推進するとともに、市民等の自主的な取組を支援した。

(平成30年度取組実績)

- ・ 男女共同参画センター「ウィングス京都」の運営 (P 7 文市3)

男女共同参画推進のための拠点施設である京都市男女共同参画センターにおいて、市民の多様なニーズに対応した啓発活動や男女共同参画に関する講座等を実施した。

- ・ 啓発冊子「男女共同参画通信」の発行【年2回、各15,000部】
- ・ 「みんなで考える男女共同参画講座」【定期開催4回、出前講座34回】
- ・ その他、男女共同参画に関する講座や講演会等の実施【11事業】
- ・ 女性のための相談、男性のための相談、女性への暴力相談等【相談件数2,018件】

- ・ 女性の活躍推進 (P 8 文市7)【再掲】

※ この他、「Ⅱ 1 教育・啓発 (2) 人権啓発」の中でも実施していく。

(4) 保育・学校教育

全ての子どもが、男女を問わず個性ある人間として尊重され、その能力を十分発揮できる資質や能力を培う取組や、学校・家庭・地域の連携の下、子どもたちの性に関する意識や実態に即した教育を推進した。また、性別による固定的な役割分担を反映した慣行などが残されていないか点検・改善を行った。

(平成30年度取組実績)

- ・ 男女の共生を進める保育の推進 (P 29 はぐくみ28)
- ・ 男女平等にかかわる課題に関する学習等の推進 (P 72 教育6)

(5) 全般に関わる取組

「女性と男性が互いに人権を尊重し支え合うまちづくり」を進めるために、次の取組を推進した。

(平成30年度取組実績)

- ・ 第4次「きょうと男女共同参画推進プラン」の推進 (P 7 文市2)
- ・ 男女共同参画センター「ウィングス京都」の運営 (P 7 文市3)【再掲】
- ・ 男女共同参画苦情等処理制度 (P 7 文市5)

2 子どもを共に育む社会づくり

主な課題

- ◆ 少子化の進行、また、地域の共同関係の希薄化などによる子育ての孤立化が課題となる中、子育てに対する不安や負担感、孤立感を感じている人も少なくありません。
- ◆ 児童虐待相談・通告件数は増加の一途をたどっていることから、更なる体制の強化や資質向上による支援体制の充実を図る必要があります。
- ◆ 小中学校における、不登校やいじめ問題についても、引き続き憂慮すべき現状があります。
- ◆ ニートやひきこもりなど、社会生活を営むうえでの困難を有する子ども・若者の社会的自立の遅れは社会問題となっています。
- ◆ ひとり親家庭においては子育てを含む家庭生活と仕事の両立は切実な課題であり、ひとり親家庭のニーズに応じたきめ細かな支援が必要です。また、特に母子家庭の母は、パートなど不安定な就労に就いているため低収入の状態にあることが多く、子どもの貧困の問題にもつながっています。
- ◆ また、暴力行為等の問題行動、児童買春や児童ポルノのまん延など子どもの心身の健全な成長が妨げられる問題の発生に加え、学校非公式サイトでの悪口、誹謗中傷の書き込みなどのいわゆるネットいじめ、携帯電話・スマートフォンの危険性や生活習慣の乱れにつながる依存性の問題など依然憂慮すべき状況が続いています。

実施施策

(1)「京都はぐくみ憲章」の推進

憲章の理念が市民生活の隅々にまで浸透し、いつでも、どこでも、だれもが、「自分ごと」として、憲章を実践する行動の輪が広がっていくよう施策を展開した。

(平成30年度取組実績)

- ・ 「京都はぐくみ憲章」の推進 (P26 はぐくみ1)
- ・ 広報紙「京都はぐくみ通信/GoGo 土曜塾」の発行 (P26 はぐくみ2)
- ・ 京都はぐくみネットワーク (P26 はぐくみ3)

(2) 児童虐待対策の推進

子育て相談、交流の場の提供などによる虐待の未然防止や、虐待を発見した場合の児童相談所への通告の重要性について市民意識の向上に取り組んだ。また、児童相談所などの対応力強化を図るとともに、関係機関の連携による虐待の早期発見、予防的啓発等に取り組んだ。

(平成30年度取組実績)

- ・ 子どもはぐくみ室の運営 (P27 はぐくみ9)
- ・ 児童虐待防止に係る広報啓発 (P27 はぐくみ15)
- ・ 児童虐待防止等に関する関係機関職員、民生・児童委員等に対する専門研修の実施 (P28 はぐくみ19)
- ・ 「子ども虐待SOS専用電話」等による通告・相談受付 (P28 はぐくみ20)
- ・ 児童虐待防止ホームページによる情報提供 (P28 はぐくみ21)
- ・ 児童虐待に関する職員の専門性の向上 (P28 はぐくみ22)
- ・ 児童相談所の体制強化 (P28 はぐくみ23)

虐待家庭に対する支援に関して家族再統合に向けた取組の一環として、民間団体等が行う心理療法の手法を盛り込んだ様々な保護者支援プログラムの実施や職員の専門性の向上により、児童相談所における保護者支援機能を強化した。

- ・ 家族再統合のための保護者支援プログラム (MY TREE ペアレンツ・プログラム) の実施ー延べ17回
- ・ 保護者支援プログラム実施のための職員養成研修 (安全パートナーリング、オレンジプログラム、トラウマ・ケア) の実施ー延べ4回

- ・ 児童虐待に関する研修の実施 (P75 教育17)

(3) 不登校、いじめ、問題行動

「京都市いじめの防止等に関する条例」などに基づき取組を推進するとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置などによる、相談・支援体制の充実を図った。また、問題行動や不登校などの課題解決に向け、学校・家庭・地域が連携した取組を推進した。

(平成30年度取組実績)

- ・ 「いじめ防止対策推進法」の施行に伴う取組の推進 (P 7 4 教育 1 6)
- 心の居場所づくり推進事業 (P 7 5 教育 1 8)

- ・ 学びのパートナー等学生ボランティアの活用
延べ81人を派遣
- ・ 「洛風中学校」「洛友中学校」「ふれあいの杜」の教育充実
- ・ 「啐啄21・絆」の取組実施
118校(小学校37校・中学校80校・総合支援学校1校)
- ・ フリースクール等と連携した不登校対策の実施
市内4団体と連携し、体験活動事業や保護者支援事業、家庭訪問事業等を実施した。
- ・ 「こども相談24時間ホットライン」の運営
子どもや子育てに関する相談を24時間対応(年中無休)で受け付けた。相談件数：3,011件
- ・ 不登校相談支援センターの運営
- ・ 不登校フォーラムの実施(実施日：10月28日 参加者延べ189人)
- ・ 児童生徒登校支援連携会議の実施(実施日：7月10日、2月28日)
- ・ スクールカウンセラーの配置
平成30年度、全京都市立小・中・高・総合支援学校に配置。
学校における教育相談体制の充実及び課題の早期対応や予防に取り組んだ。
- ・ スクールソーシャルワーカーの配置
平成30年度は配置校を51校(小学校50校、高等学校1校)に拡充

- ・ 教育相談総合センターでの教育相談 (P 7 7 教育 3 7)
- ・ 不登校児童・生徒の「心の居場所」づくり (P 7 8 教育 3 8)

(4) ニート・ひきこもり

ニート・ひきこもりなどの社会生活を円滑に営むうえで困難を有する子ども・若者に対して、「子ども・若者総合相談窓口」、「子ども・若者支援地域協議会」などの取組を中心とした、幅広い関係機関の連携による総合的・継続的な支援を推進した。

(平成30年度取組実績)

- ・ 子ども・若者総合支援事業の推進 (P 2 6 はぐくみ 8)

(5) 子育て支援ネットワークの充実

子育てを支え合う地域社会の構築を目指し、子どもや子育てに関わるネットワークを強化・発展させていく取組を推進した。

(平成30年度取組実績)

- ・ 京都市はぐくみネットワーク (P 2 6 はぐくみ 3) 【再掲】
- ・ 子どもはぐくみ室の運営 (P 2 7 はぐくみ 9) 【再掲】
- ・ 地域子育て支援ステーションの設置 (P 2 7 はぐくみ 1 0)

(6) 子育て家庭への支援

子育てに対する負担感・孤立感を解消するため、支援の継続的实施と支援が必要な世帯の利用に繋げていく取組や、男性の子育てへの参加促進、地域による子育て支援などを推進した。また、ひとり親家庭など固有の課題やニーズに応じたきめ細かな支援を推進した。

(平成30年度取組実績)

- ・ 子どもはぐくみ室の運営（P 27 はぐくみ9）【再掲】
- ・ 親と子のこころの電話相談員の養成（P 27 はぐくみ11）
- ・ 親支援プログラム「ほっこり子育てひろば」の実施（P 27 はぐくみ12）
- ・ ひとり親家庭等医療費支給事業（P 27 はぐくみ13）
- ・ 子ども医療費支給事業（P 27 はぐくみ14）
- ・ 貧困家庭の子ども・青少年対策の推進（P 27 はぐくみ16）
- ・ 子ども食堂など、民間による子どもの居場所づくりへの支援（P 28 はぐくみ17）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 平成30年3月に発行した子どもの居場所づくりに関する手引き「子どもの居場所づくりのすゝめ」を活用し、アドバイザー派遣等の支援を実施している。・ 子どもの居場所づくりに新たにに取り組む団体等に対し、初期費用の一部を補助する「京都市子どもの居場所づくり支援事業補助金」を11団体に助成した。 |
|--|

- ・ 里親支援事業（P 28 はぐくみ18）
 - ・ 地域子育て支援事業の拡充（P 29 はぐくみ31）
 - ・ 「こどもみらい館」における事業の推進（P 30 はぐくみ36）
- ◎ さきょうほっこりベビーフェスタ☆2018（P 38 左京区13）
- ・ 温もりの電話相談員の養成（P 76 教育23）

(7) 子育てを支え合える地域社会づくり

社会福祉協議会、民生児童委員、PTAなど、多くの地域団体が行う子育て支援活動を核として、より広範な地域住民が子育て支援に参画できるよう一層の取組を推進した。

(平成30年度取組実績)

- ・ 京都是ぐくみネットワーク (P26 はぐくみ3) 【再掲】
- ・ 子どもはぐくみ室の運営 (P27 はぐくみ9) 【再掲】
- ・ 地域子育て支援ステーションの設置 (P27 はぐくみ10) 【再掲】

(8) 携帯電話・インターネット

携帯情報通信機器 (スマホ・ゲーム機を含む) の危険性や依存性について携帯電話会社、PTA、家庭との連携のもと、子どもの実態を踏まえた取組を推進した。

(平成30年度取組実績)

- ・ 携帯電話・インターネットの不適切利用防止対策の推進 (P75 教育19)

- ・ 小中学生が主体的に課題を理解して自ら解決策を考え、保護者の課題意識の向上及び家庭等での行動の支援にもつながる授業プログラム「携帯情報通信機器に関する学習・啓発プログラム」(通称: スマホ学習) の実施を通じて、プログラム内容の改良及び実施校の拡大を図った。
- ・ 携帯電話事業者との連携により、児童生徒向けに、携帯電話・インターネットの危険性等を伝える授業を実施した。
- ・ 市民ボランティアである「情報モラル市民インストラクター」が、小中学校等で実施している家庭教育講座やPTAが主催する研修会等で、子どもの携帯情報通信機器 (スマホ・ゲーム機を含む) 利用に関わる保護者向け・市民向けの啓発活動「情報モラル講座」を展開した。
- ・ インターネット上の誹謗中傷や個人情報の書込みを早期発見・解決するため、京都府教育委員会と連携し、ネット上の書込みの監視を行った。

(9) 安全教育

学校の安全管理体制を一層充実するとともに、学校・家庭・地域が一体となった「地域ぐるみの安全」の推進や、交通事故をはじめとするあらゆる事故等を未然に防ぐ能力や態度を育成する取組を推進した。

(平成30年度取組実績)

- ・ ジュニア消防団 (P64 消防6)
- ・ 「チャレンジ! 防災リズム」を活用した幼児への防災教育の実施 (P65 消防17)
- ・ 防火防災救急リーフレットを活用した乳幼児の保護者への防火防災思想の普及啓発 (P65 消防18)
- 防火防災パンフレット「みんなの消防・防災探検」を活用した小学生への防火防災指導の実施 (P66 消防19)
- ・ 消防の図画・ポスター・作文の募集を通じた幼少年者への防火防災思想の普及啓発 (P66 消防20)
- ・ ホームページ上への幼少年向け等の広報媒体の掲載 (P66 消防21)
- ◎ 年代別防災カリキュラムを活用した幼少年等に対する防災指導の実施 (P67 消防29)
- ・ 救命入門コース (P68 消防45)
- ・ 普通救命講習Ⅲ (P68 消防46)
- ・ 幼年消防クラブ (P68 消防47)
- ・ 未就学児とその保護者に対する防火等の指導 (P68 消防48)
- ・ 「地下鉄全駅に「こども110番の駅」の設置 (P70 交通13)

3 高齢者の人権尊重と支え合う健康長寿のまちづくり

主な課題

- ◆ いわゆる「団塊の世代」が後期高齢者となる平成37（2025）年に向け、高齢化の加速度的な進展が見込まれている中、長寿社会への理解と認識を深め、世代を超えて支え合う意識の共有を図る必要があります。
- ◆ 増加が見込まれる認知症やひとり暮らし高齢者等の要援護高齢者が孤立しない環境づくりや虐待の早期発見、早期対応に努める必要があります。

実施施策

（１）虐待

区役所・支所，地域包括支援センター等の関係者が一体となった地域の高齢者への権利侵害の早期発見・対応の取組の推進や，緊急時の一時避難場所の確保，施設・事業所における虐待防止の徹底や啓発に取り組んだ。

（平成30年度取組実績）

- ・ 京都市高齢者虐待シェルター確保事業（P23 保福71）
- ・ 高齢者虐待防止事業（P24 保福73）

（２）権利擁護

成年後見制度を必要とする方の発見から利用まで一貫した支援の実施や，市民後見人の養成による後見人の確保と制度の一層の利用を促進した。

（平成30年度取組実績）

- ・ 高齢者・障害者権利擁護推進事業（P20 保福36）
- ・ 京都市成年後見支援センターの設置・運営（P24 保福75）
- ・ 市民後見人の養成（P24 保福77）

（３）認知症対策

認知症に関する知識や正しい理解の普及や，認知症高齢者やその家族が地域社会から孤立しないための啓発活動の推進，専門的な相談の機会充実や認知症の予防，早期発見，早期相談，早期診断に向けた体制の構築などの取組を推進した。

（平成30年度取組実績）

- ～地域で気づき・つながり・支える～認知症総合支援事業（P22 保福62）

認知症になっても本人の意思が尊重され，できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう，認知症の人やその家族に早期に関わり，訪問活動による情報収集やアセスメント，本人・家族等への心理的サポート，受診勧奨や医療・介護サービスに至るまでの支援などを実施する「認知症初期集中支援チーム」を，これまでの3箇所（【北区・上京区】・【下京区・南区】・【西京区】）に加えて，新たに3箇所（【左京区】，【山科区】，【伏見区（深草，醍醐含む）】）設置し，早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築を図った。

また，京都市「認知症高齢者の行方不明時における早期発見に関する連携要領（平成28年3月策定）」に基づく，行方不明リスクの高い方の事前相談・登録制度の運用や発見協力依頼情報の提供等を円滑に実施するとともに，情報提供先となる地域ネットワークの拡充を図ることにより，行方不明になりにくい環境整備と行方不明になった場合でも早期発見できるよう取組を進めた。

（次ページに続く）

更に、引き続き「若年性認知症支援連携プロジェクト」を継続しつつ、障害分野と介護分野で相互に活用できる制度・サービス等を踏まえた新任・初任者（介護関係者、障害保健福祉関係者）向け研修を検討・実施し、若年性認知症の人や家族への支援の必要性の意識付けや啓発を行うとともに、相談の対応力向上を図った。

- ・ 認知症あんしん京（みやこ）づくり推進事業（P 2 3 保福 6 3）

（４）介護サービス

介護が必要になっても、住み慣れた地域で生活続けられるよう居宅系サービスや地域に根差した小規模施設の整備を促進した。また、特別養護老人ホーム入居者のその人らしい生活の尊重と継続を図るための個室・ユニットケアを推進した。

（平成 3 0 年度取組実績）

- ・ 介護サービスの提供（P 2 4 保福 8 3）

（５）見守り

日常生活で不安を抱えているひとり暮らし高齢者等が、住み慣れた地域で安心して生活続けられるよう、地域全体で見守り、支援するためのネットワークづくりを推進した。

（平成 3 0 年度取組実績）

- ・ 地域における見守り活動促進事業（P 1 6 保福 1）
- ・ 老人福祉員設置事業（P 2 3 保福 6 9）
- ・ 一人暮らし高齢者全戸訪問事業（P 2 3 保福 7 0）

（６）社会参加

ライフスタイルに応じた生きがいがいづくりを支援するため、高齢者の経験・技能などを社会の様々な分野にいかす担い手づくりの取組を推進した。

（平成 3 0 年度取組実績）

- ・ シルバー人材センターへの助成（P 2 3 保福 6 4）
- ・ 老人クラブへの活動費補助（P 2 3 保福 6 5）
- ・ 老人福祉センターの運営（P 2 4 保福 7 9）
- ・ 老人クラブハウスへの助成（P 2 4 保福 8 0）

（７）世代を超えて支え合う意識の共有

多世代が交流できる身近な場の提供や、高齢者の人権について市民ひとりひとりが自ら考える機会の提供等による意識啓発を推進した。

（平成 3 0 年度取組実績）

- ・ 市民すこやかフェアの開催（P 2 3 保福 6 7）
- ・ 老人の日記念行事を通じた取組（P 2 4 保福 8 1）

（８）学校教育

職場体験活動における高齢者福祉施設への訪問等による高齢者との交流の促進や伝統文化、福祉をテーマにした学習を推進した。

（平成 3 0 年度取組実績）

- ・ 高齢者との交流等の推進（P 7 3 教育 1 0）

（９）全般に関わる取組

「高齢者の人権尊重と支え合う健康長寿のまちづくり」を進めるために、次の取組を推進した。

(平成30年度取組実績)

- ・ ごみ収集福祉サービス（まごころ収集）の実施（P 2 環境5）
 - ・ 老人スポーツの普及事業（P 2 3 保福6 6）
 - ・ ねんりんピックへの選手派遣（P 2 3 保福6 8）
 - ・ 老人医療費支給事業（P 2 4 保福7 4）
 - ・ 京都市居住支援協議会（P 2 4 保福7 6，P 3 1 都計1）
 - ・ 敬老乗車証の交付（P 2 4 保福7 8）
 - ・ 京都市政出前トークを通じた高齢者への防火防災指導（P 6 4 消防3）
 - ・ 地域の福祉関係団体と連携し、高齢者等のいのちを火災等から守るネットワークの構築（P 6 5 消防15）
 - ・ 安心アドバイザー研修の実施（P 6 5 消防1 6）
- ◎ 福祉関係機関等との連携を図る「情報連絡シート」の導入（P 6 7 消防3 4）

4 障害者の人権尊重と互いに支え合うまちづくり

主な課題

- ◆ 当事者の高齢化及び障害の重度化並びに介助者の高齢化に伴い、権利擁護など様々な支援のニーズに合った対応が求められています。
- ◆ 障害のある人への調査結果では、障害や障害のある人に対する理解や啓発の更なる充実が求められています。
- ◆ 道路の段差や建築物等のバリアフリー化を進めてきましたが、今後もこれらのニーズは増大・多様化することが予想されることから、更なる取組の推進が求められます。
- ◆ 障害者権利条約の発効や障害者差別解消法の制定を踏まえ、障害者差別の禁止や合理的配慮の提供に係る取組を社会全体として推進していく必要があります。

実施施策

(1) 障害者虐待の防止

虐待があった場合の被虐待者への支援や事業者等への指導を行った。また、虐待防止に係る周知・啓発に努めるとともに、相談支援事業者等で構成する専門部会などで具体的な事例検討を行った。

(平成30年度取組実績)

- ・ 障害者虐待防止対策事業（P 17 保福9）

(2) 障害のある人の権利擁護の促進

権利擁護を推進するためのネットワークを構築するとともに、住み慣れた地域で安心して生活できる社会を築くため、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用を促進した。

(平成30年度取組実績)

- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進（P 16 保福4）

○ 対応要領に基づく取組

全庁を対象として平成28年1月に策定した「京都市対応要領」に基づき、庁内の次のような取組を進めた。

- ・ 各々の事務事業を行うに当たっての「不当な差別的取扱い」の禁止及び「合理的配慮」の提供
- ・ 個々の合理的配慮を的確に行うために必要な「環境の整備」
- ・ 障害を理由とする差別に関する相談への的確な対応
- ・ 相談対応事例を踏まえた取組の推進（障害者差別解消支援地域協議会の運営を含む。）
- ・ 効果的な職員への研修（法の趣旨や対応要領の周知及び障害に関する理解の促進）

○ 啓発活動

障害に関する理解の促進等に係る啓発に加えて、法の趣旨等についても、あらゆる機会を捉え、市民や事業者に向けて発信する。

- ・ 啓発リーフレットの配布：4件
- ・ 企業向け啓発講座を開催
内容：テーマ：“発達障害”って何だろう～“自分ごと”として考え、支え合う社会に～

開催日：平成31年1月25日 参加者数：76名

(3) 精神障害のある人が安心して暮らせるまちづくり

精神疾患や精神科医療の正しい知識の普及啓発や、精神障害のある人の地域生活を支えるための支援の充実を図った。また、長期入院者への退院に向けた支援や、精神科病院への実地指導の実施や、人権に配慮した適正な精神科医療の確保を図った。

(平成30年度取組実績)

- ・ 精神科救急医療システム (P 1 9 保福 2 5)
- ・ こころのふれあい交流サロンの運営 (P 1 9 保福 3 1)
- ・ 講演会及びシンポジウムの開催 (P 2 0 保福 4 1)
- ・ 精神保健福祉に関する映画・ビデオ等の収集、提供 (P 2 0 保福 4 2)
- ・ 京都市精神保健福祉ボランティア連絡協議会活動支援 (P 2 1 保福 4 3)
- ・ 精神障害者法律相談 (P 2 1 保福 4 4)
- ・ 精神保健福祉相談事業 (P 2 1 保福 4 5, 各区)
- ・ 精神障害者訪問指導事業 (P 2 1 保福 4 6, 各区)
- ・ 精神障害者地域生活安定化支援事業 (P 2 1 保福 4 7, 各区)
- ・ 京都市精神障害者社会適応訓練事業 (P 2 1 保福 4 8, 各区)
- ・ こころのふれあいネットワークの構築 (P 2 1 保福 4 9, 各区)
- ・ こころのふれあいネットワーク構成員の区民ふれあい事業への参加 (P 2 1 保福 5 0, 各区)
- ・ 機関紙「こころここ」及び啓発冊子の発行 (P 2 1 保福 5 1)
- ・ 精神保健福祉相談員及び関係職員の研修 (P 2 1 保福 5 2)
- ・ こころのふれあいネットワークによる学習会の実施 (P 2 1 保福 5 3, 各区)
- ・ 精神障害者地域移行・地域定着支援事業の地域移行支援連絡会への参画 (P 2 2 保福 5 5, 各区)

(4) 障害のある人の就労支援

企業、行政等の連携により、障害のある人が働き続けることができるような就労支援を推進するとともに、企業における障害者の積極的な雇用や、共に働くことができる環境づくりを促進するための啓発を推進した。

(平成30年度取組実績)

- ・ 障害者の就労支援対策 (P 1 7 保福 8)

- ・ 障害者福祉施設利用者及び支援者を対象としたスキルアップ研修会や企業を対象とした障害者雇用企業見学会、事例発表等の企業研修、業務切り出しの手法を学ぶセミナー等を実施した。

スキルアップ研修 19回 企業研修 9回

障害者雇用促進のための業務切り出しセミナー・個別ヒアリング、ものづくり企業×IT企業のワークショップ 市民フォーラム

- ・ 京都市障害者就労支援推進会議及びその部会を開催した。
- ・ 市役所の職場において職場実習やチャレンジ雇用を実施した。

職場実習 25名 チャレンジ雇用 2名

- ・ 障害者雇用に意欲のある企業を対象に障害者雇用促進アドバイザー派遣等支援事業を実施した。 2事業者
- ・ 一般企業等で就労する障害のある方の長期就労をサポートするため、京都市障害者職場定着支援等推進センター事業を実施した。

- ・ 京都市障害者雇用促進啓発事業 (P 1 9 保福 2 4)
- ・ 統合失調症及びうつ病の市民のための就労支援講座 (P 2 2 保福 5 6)
- ・ 身体に障害のある方を対象とした京都市職員採用試験の実施 (P 6 3 人事委 1)
- ・ 障害のある生徒の就労支援 (P 7 4 教育 1 3)

(5) 発達障害児者及びその家族への支援の充実

早期の子どもへの発達支援のため、保育所等における子どもの発達支援や保護者支援に関するコンサルテーションを行い、地域の支援体制の強化を図った。

地域で安定した生活を送ることができるよう、発達障害者支援センター「かがやき」において相談支援、就労支援、発達支援、普及啓発・研修を推進した。

(平成30年度取組実績)

- ・ 発達障害者支援センター「かがやき」の運営 (P 20 保福37)
- ・ 子育てサポートプログラム普及推進事業 (P 28 はぐくみ24)

(6) 相談支援

地域での相談強化のために、地域の相談支援体制の充実と質的向上を図った。

(平成30年度取組実績)

- 障害者休日・夜間相談受付センターの設置 (障害者24時間相談体制等構築事業) (P 16 保福5)
- ・ 障害者法律・結婚・住宅等の相談事業の充実 (P 17 保福12)
- ・ 知的障害者専門相談事業 (P 17 保福13)
- ・ 障害者相談員設置事業 (P 18 保福14)
- ・ 障害者地域生活支援センター運営事業、基幹相談支援センター運営事業 (P 19 保福32)

(7) ユニバーサルデザイン・まちづくり

京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例に基づき、建築や公共交通機関、道路等のバリアフリー化、全ての人々が社会で活動しやすい環境づくりや支え合うことのできる「こころのユニバーサルデザイン」を推進した。

(平成30年度取組実績)

- ・ 市庁舎等の障害のある方・高齢者対応設備の設置・改修 (P 1 各局区等5, P 3 行財2)
- ・ ユニバーサルデザインに対応した観光トイレの充実 (P 2 環境4)
- ・ ユニバーサルデザインに対応した公衆トイレの整備 (P 2 環境6)
- ・ みやこユニバーサルデザインの推進 (P 16 保福2)
- ・ いきいきハウジングリフォーム事業 (P 18 保福23)
- ・ バリアフリーに配慮した建築物の整備の促進 (P 31 都計2)
- 交通バリアフリーの推進 (P 31 都計3)
- ・ 「人にやさしいまちづくり」の推進 (P 32 建設1)
- ・ バリアフリーに適応した公園整備の推進 (P 32 建設2)
- ・ ユニバーサルデザイン化された避難誘導システムの設置指導 (P 65 消防10)
- ・ ノンステップバスの充実 (P 70 交通14)
- ・ 地下鉄駅施設の整備 (P 70 交通16)

(8) 社会参加・交流促進

地域の人々との触れ合いやボランティア活動による支援が広がるような取組の推進や障害のある人がスポーツを楽しめる場の提供や障害者スポーツの裾野を広げる取組を推進した。

また、京都市手話言語条例の施行を契機として、手話への理解の促進や普及啓発をより積極的に行うとともに、手話通訳者などの派遣や養成等により一層取り組んだ。

(平成30年度取組実績)

- ・ ほほえみ交流活動支援事業 (P 16 保福3)
- ・ ほほえみ広場の開催 (P 17 保福10)

- ・ 点訳, 音訳, 手話, 要約筆記者, 盲ろう通訳介助員等養成及び京都市手話言語条例の施行に伴う手話の普及啓発 (P 1 7 保福 1 1)

- ・ 点訳・音訳奉仕員養成講座 (受講者数: 点訳 1 0 0 人, 音訳 5 9 人)
- ・ 手話奉仕員養成講座 (受講者数: 3 0 0 人)
- ・ 手話通訳者養成事業 (受講者数: 7 3 人)
- ・ 要約筆記者養成事業 (受講者数: 2 8 人)
- ・ 盲ろう通訳介助員養成事業 (受講者数: 1 2 人)
- ・ 手話啓発番組「しゅわしゅわ京都」の制作及び放送
平成 3 0 年 1 0 月 2 日～同年 1 2 月 4 日 (全 1 0 回) 毎週火曜日 午後 8 時 5 5 分～午後 9 時

- ・ 手話通訳者, 要約筆記者, 盲ろう通訳介助員の派遣 (P 1 8 保福 1 5)
- ・ 中途失明者生活指導員派遣事業 (P 1 8 保福 1 6)
- ・ 聴覚言語障害者等の生活訓練事業の充実 (P 1 8 保福 1 7)
- ・ 身体障害者障害別体育大会の開催 (P 1 8 保福 1 8)
- ・ 知的障害者スポーツ大会の開催 (P 1 8 保福 1 9)
- ・ 障害者スポーツ大会の開催及び障害者スポーツ振興事業の実施 (P 1 8 保福 2 0)
- ・ 全国車いす駅伝競走大会の開催 (P 1 8 保福 2 1)
- ◎ 「障害者芸術」の活性化を契機とした新たな文化芸術の魅力発信事業 (P 1 8 保福 2 2)
- ・ 自動車運転免許取得助成 (P 1 9 保福 2 6)
- ・ 自動車改造費助成 (P 1 9 保福 2 7)
- ・ 重度障害者タクシー料金助成 (P 1 9 保福 2 8)
- ・ 障害者情報バリアフリー化支援事業 (P 1 9 保福 2 9)
- ・ 市バス・地下鉄福祉乗車証交付事業 (P 1 9 保福 3 0)
- ・ 精神障害者バレーボール京都市大会の開催 (P 2 1 保福 5 4)
- ・ 本会議傍聴及び委員会モニター視聴に係るバリアフリー化 (P 6 0 市会 1)
- ・ インターネット議会中継における手話通訳の実施 (P 6 0 市会 7)
- ・ 障害のある市民の生涯学習事業 (P 7 4 教育 1 5)

(9) 啓発

障害の有無に関わらず, 相互に人格と個性を尊重し, 支え合う共生社会の理念の普及や, 障害及び障害のある人への理解を促進するための啓発活動を推進した。

(平成 3 0 年度取組実績)

- ・ 心の輪を広げる障害者理解促進事業における作品募集 (P 1 6 保福 6)
- ・ 補助犬啓発事業 (P 1 7 保福 7)
- ・ 特別支援教育の理解促進 (P 7 4 教育 1 4)

※ この他, 「Ⅱ 1 教育・啓発 (2) 人権啓発」の中でも実施していく。

(10) 保育・学校教育

インクルーシブ教育の理念のもと, きめ細かい就学相談や支援体制を構築するとともに, 総合育成支援教育の情報提供や啓発を実施した。また, 総合支援学校高等部では, 働くための知識や技術の取得や, 意欲向上につながる取組の充実を図った。

(平成 3 0 年度取組実績)

- ・ 障害のある児童の保育の充実 (P 2 9 はぐくみ 2 6)
- ・ 総合育成支援教育の推進 (P 7 4 教育 1 2)
- ・ 障害のある生徒の就労支援 (P 7 4 教育 1 3) 【再掲】
- ・ 特別支援教育の理解促進 (P 7 4 教育 1 4) 【再掲】

(11) 共生社会の実現に向けたネットワークの充実

障害当事者，その家族，学識経験者等で構成される審議会等において意見聴取しながら取組を推進した。

(平成30年度取組実績)

- ・ 京都市障害者施策推進審議会（P 1 9 保福33）

(12) 全般に関わる取組

「障害者の人権尊重と互いに支え合うまちづくり」を進めるために，次の取組を推進した。

(平成30年度取組実績)

- ・ テレビ広報の一部への字幕挿入（P 4 総企1）
- ・ 市民しんぶん視覚障害者版（P 4 総企3）
- ・ 生活ガイドブック「暮らしのてびき」視覚障害者版（P 4 総企6）
- ・ 重度心身障害者医療費支給事業（P 1 9 保福35）
- ・ 地域リハビリテーション推進事業（P 2 0 保福38）
- ・ 高次脳機能障害者支援センター（P 2 0 保福39）
- ・ 重度障害老人健康管理費支給事業（P 2 2 保福58）
- ・ 東山アートのスペース（P 2 6 はぐくみ4）
- ・ 表現活動へのお誘い～からだではなそう～（P 2 6 はぐくみ7）
- ・ 点字請願，陳情の受付（P 6 0 市会3）
- ・ 市会だよりの点字版，拡大版，音声版の発行（P 6 0 市会4）
- ・ 京都市WEB119の実施（P 6 6 消防22）
- ・ 消防ファクシミリの運用（P 6 6 消防24）
- ・ 筆談具の設置（P 6 6 消防27）

5 ひとりひとりの人権が大切にされる同和問題の解決のための取組

主な課題

- ◆ 「京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」報告書に基づき、様々な取組を進めてきました。引き続き、いまだ解決に至っていない取組について早期完了に向けた改革・見直しを進めていく必要があります。
- ◆ インターネット上への悪質な書込みや身元調査等による戸籍等の不正取得を防止するために適正な対応をする必要があります。
- ◆ 「人権に関する市民意識調査（平成25（2013）年11月実施）」の結果では、住宅購入や結婚などの日常の生活場面において、旧同和地区やその出身者の方を「気にする」という回答が依然としてあることから、引き続き人権教育・啓発に取り組む必要があります。

実施施策

（１）第三者による住民票の写し等の不正取得の防止

住民票の写し等の不正取得の防止や第三者等に交付された事実を知る権利の保障のため実施している「事前登録型本人通知制度」の適正な運用に努めた。

（平成30年度取組実績）

- ・ 事前登録型本人通知制度の運用（P8 文市9）

設置のある各区役所・支所の広告モニターに定期的に掲載する（12月の人権月間は全区に掲載）ほか、回覧用のチラシを作成し、地域の回覧板への挟み込みを行うなど周知に努め、平成30年度の新規登録者数は908人、平成30年度末時点での総登録者数は3,268人となっている。

今後も、引き続き「事前登録型本人通知制度」の適正な運用に努めていく。

（２）啓発

関係機関との連携を図りながら、市民及び企業・団体等への啓発を推進する。また、企業等における公正な採用選考を促進するための啓発を推進した。

（平成30年度取組実績）

- ・ 企業等に対する公正採用選考の実施の働き掛け（P12 文市33）

企業等に対する公正な採用選考の実施を促す啓発文書の送付や企業向け人権啓発講座参加者への呼掛けなどを行った。

送付月 平成30年5月及び8月

送付先 市内企業・事業所約5,500箇所

※ この他、「Ⅱ 1 教育・啓発 （２）人権啓発」の中でも実施していく。

（３）教育

保護者との連携のもと、主体的な生きる力をつける保育・教育を推進した。また、全ての子どもたちの自立と家庭の教育力向上の支援など、人権教育の取組の充実や人権問題解決への実践的態度の育成を図った。

（平成30年度取組実績）

- ・ 同和問題にかかわる課題に関する学習等の推進（P73 教育7）

（４）全般に関わる取組

「ひとりひとりの人権が大切にされる同和問題の解決のための取組」を進めるために、次の取組を推進した。

（平成30年度取組実績）

- ・ 「同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」を踏まえた改革（P9 文市12）

6 多文化が息づくまちづくりと外国籍市民等の人権尊重

主な課題

- ◆ 民族や国籍が違うということだけで、偏見や誹謗中傷（ヘイトスピーチなど）をはじめとする差別的事象が見受けられます。
- ◆ 近年、新たに市内に定住する外国籍市民（ニューカマー）が増加する傾向にあり、言葉や文化の違いにより日常生活に支障が生じたり、社会から孤立するなどの問題が出てきています。

実施施策

（１）コミュニケーション支援

多言語化等によるきめ細やかで確実な情報提供と相談事業の充実や日本語及び日本社会に関する学習の支援を推進した。

（平成30年度取組実績）

- ・ 外国籍市民行政サービス利用等通訳・相談事業（P 4 総企 8）
- ・ 京都市生活ガイドのWEB上での公開（P 6 総企 19）
- ・ 外国人のための各種相談事業（P 6 総企 20）
- ・ 日本語学習支援事業（P 6 総企 22）
- ・ 外国籍市民との交流事業の推進（P 26 はぐくみ 5）
- ・ リーフレット「私たちの市会」の外国語版の作成（P 60 市会 6）
- ・ 外国人のお客様に対するサービス向上（P 71 上下水 11）

（２）生活支援

児童・生徒や保護者に対する教育・子育て支援の充実、高齢者や障害のある方への福祉、保健、医療の充実、防災対策・危機管理の充実に向けた確実な情報提供などを推進した。また、受入環境の整備等、留学生に対する支援の充実を図った。

（平成30年度取組実績）

- ・ 医療通訳派遣事業（P 5 総企 11）
- ・ 外国人のための住宅支援事業（P 5 総企 17）
- ・ G K P キャリアガイダンス&ジョブフェア（P 6 総企 18）
- ・ 「国民健康保険の手引き」（外国語冊子）の配布（P 22 保福 59）
- ・ 高齢・障害外国籍市民福祉サービス利用サポート助成事業（P 23 保福 72）
- ・ 保育所に関する外国語パンフレット等のHPへの掲載（P 29 はぐくみ 34）
- ・ 「市営住宅住まいのしおり」外国語版の配布（P 31 都計 4）
- ・ 4箇国語版 防火防災パンフレットの配付（P 66 消防 25）
- ・ 4箇国語対応通報依頼カードのホームページ上への掲載（P 66 消防 26）
- ・ 「119番通報等における多言語通訳体制確保事業」の実施（P 67 消防 30）
- ・ 4箇国語対応救急活動現場シートの運用（P 67 消防 31）
- ・ 多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」の運用（P 67 消防 33）
- ・ 安心救急ステーション事業における外国人対応（P 68 消防 44）

(3) 多文化共生の地域づくり

外国籍市民等が活躍できる機会の提供や地域住民との交流などの社会参画の促進を図った。また、「ヘイトスピーチ」等については、関係機関等とも連携して適正に対応するとともに、多文化を尊重し、差別を許さない意識啓発・人づくりを推進した。

(平成30年度取組実績)

- ・ 国際文化市民交流促進サポート事業 (P 4 総企 7)
- ・ 啓発物品の作成及び配付 (P 5 総企 1 2)
- ・ 連続フォーラム「チョゴリときもの」(P 5 総企 1 3)
- ・ k o k o k a オープンデイ (P 5 総企 1 4)
- ・ 国際理解プログラム「PICNIK」(P 5 総企 1 5)
- ・ 世界の絵本展 (P 5 総企 1 6)
- ・ 国際化に関するボランティア活動育成事業 (P 6 総企 2 1)
- ヘイトスピーチなど特定の民族や国籍に対する差別事象への対応 (P 6 総企 2 3)

特定の民族や国籍等に対して誹謗中傷する憎悪表現である「ヘイトスピーチ」等の差別事象に関して、「ヘイトスピーチ解消法を踏まえた京都市の公の施設等の使用手続きに関するガイドライン」を平成30年6月に策定し、7月から施行した。

- ・ 地域・多文化交流ネットワーク促進事業 (P 6 総企 2 4)

(4) 保育・学校教育

子ども同士が互いの文化の違いを認め、尊重し合える保育を推進した。また、多様な文化的背景をもつ児童・生徒の民族的・文化的アイデンティティを大切にする取組や多文化共生の意識を高めることができる取組などを推進した。

(平成30年度取組実績)

- ・ 異文化を持つ人との共生を進める保育の推進 (P 2 9 はぐくみ 2 9)
- ・ 留学生による学校活動支援事業 (P 7 2 教育 2)
- ・ 外国人・外国籍市民等にかかわる課題に関する学習等の推進 (P 7 3 教育 8)
- 帰国・外国人児童生徒等に対する支援 (P 7 3 教育 9)

(5) 全般に関わる取組

「多文化が息づくまちづくりと外国籍市民等の人権尊重」を進めるために、次の取組を推進した。

(平成30年度取組実績)

- ・ 社会科見学受け入れ事業 (国際交流協会) (P 5 総企 9)
- ・ 京都市多文化施策審議会の開催 (P 5 総企 1 0)
- 海外観光宣伝 (「Kyoto City Official Travel Guide」での情報発信) (P 1 4 産観 5)
- ・ 観光案内標識の整備 (P 1 4 産観 6)
- ユニバーサルツーリズムの推進 (P 1 4 産観 7)

ホームページにて観光モデルコースや観光関連施設のバリアフリー情報を紹介するとともに、ユニバーサルツーリズム・コンシェルジュによる無償の個別相談を行った。平成30年度は、観光モデルコースの施設情報やコース名等を全面リニューアルに加え、新たな観光のテーマに沿った2コースを開拓し、計22コースを設定してより幅広い層に京都の魅力を楽しんでもらう取組を実施した。また、車いすレンタル制度についても、引き続き利便性向上等の取組を進めていく。

- ・ ユニバーサルツーリズム コンシェルジュ相談件数：52件
- ・ 車いすレンタル件数：252件
- ・ 手話研修の実績：9名

(次ページに続く)

・「京都観光おもてなし講習会」の実績

「LGBTQツーリズムの現状と課題～2020 東京オリンピック・パラリンピック
へ向けて～」

「誰もが楽しめる京都に向けて」ユニバーサルツーリズム 20 年の実績から国内外
の事例など

平成 30 年 12 月 12 日開催 参加者：39 名

平成 31 年 2 月 22 日開催 参加者：31 名

・ ムスリム観光客の受入環境整備（P 1 5 産観 8）

○ 観光事業者を対象とした外国人観光客等についての理解を深めるための取組の推進（P 1 5 産観 9）

◎ 多くの外国人観光客等が利用する施設に対する防火・防災講習会の開催（P 6 5 消防 9）

7 安心して働き続けられる職場づくり

主な課題

- ◆ やりがいと充実感を感じながら仕事上の責任を果たし、仕事や家庭生活、社会貢献などにおいても、生きがいと充実感を得て人生が送れる「真のワーク・ライフ・バランス」についての認知度を高めるとともに、企業における環境整備の支援が必要です。
- ◆ 職場内の優位性を利用し、本人の人格や尊厳を傷付けるパワーハラスメントや職場でのいじめ、嫌がらせが顕在化してきています。また、最近では、働く女性が妊娠・出産を理由とした解雇・雇止めをされることや、職場で受ける精神的・肉体的な嫌がらせであるマタニティ・ハラスメントも問題となっています。
- ◆ 低経済成長による働く状況の変化やいわゆるブラック企業による若者の「使い捨て」などが大きな社会問題となっています。

実施施策

(1) 真のワーク・ライフ・バランスの促進

I T等を利用した啓発の強化及び市民意識の向上を図るとともに、企業等や市民の実践促進につながるよう、「真のワーク・ライフ・バランス」の実現に向けて取組を進める企業等の先進事例や様々な方法で取り組む市民の活動の発信を進めた。

(平成30年度取組実績)

○ 「真のワーク・ライフ・バランス」の推進(P7 文市1)

「真のワーク・ライフ・バランス」を推進するため、企業の主体的な働き方改革を後押しするべく、特色ある取組を採り上げる『ひと・しごと・くらし』応援企業表彰(9社)や、市民しんぶん区版折り込みをはじめとする各種媒体を活用し、働き方改革の「見える化」に取り組んだ。

また、市民に分かりやすく「真のワーク・ライフ・バランス」について考えていただく機会として、「真のワーク・ライフ・バランス」実践写真募集キャンペーン(177点)や、各種イベントでの啓発等を実施した。

(2) 啓発・広報

パワーハラスメントをはじめとする職場でのいじめ等の人権侵害についての理解と意識の向上を促し、人権尊重を基盤とする企業活動の推進を図った。

(平成30年度取組実績)

- ・ 人権啓発サポート制度(P9 文市16, P14 産観3)
- ・ 企業等に対する公正採用選考の実施の働き掛け(P12 文市33)【再掲】
- ・ 企業向け人権啓発講座の開催(P12 文市34)
- ・ インターネットを活用した情報の発信(P14 産観1)
- ・ 講座の開催(P14 産観2)
- ・ 京都ブラックバイト対策協議会における取組(P14 産観4)

※ この他、「Ⅱ 1教育・啓発 (2)人権啓発」の中でも実施していく。

8 感染症患者等の人権尊重

主な課題

- ◆ 青少年への感染症についての正しい知識の普及・啓発については、現在も啓発体制が確立できているが、中高年については今後、各自の職場や地域生活の場で正しい知識の普及・啓発に取り組んでいく必要があります。
- ◆ HIV陽性者に限らず、結核等の感染症患者への差別・偏見による施設への入所拒否や就業拒否等の問題があります。

実施施策

(1) 相談・検査体制

プライバシーに配慮した感染症患者等の相談体制の充実や、利便性の高い場所及び時間帯に配慮した検査体制の充実を図った。

(平成30年度取組実績)

- ・ HIV検査普及週間における啓発体制の確立 (P 25 保福85)
- ・ エイズ相談・カウンセリング体制の確立 (P 25 保福87)
- ・ 「HIV検査」の実施 (P 25 保福89)

(2) 人材育成

人権やセクシュアリティの多様性を理解した上で支援することができるような幅広い研修を推進した。

(平成30年度取組実績)

- ・ エイズ専門講師による担当職員研修会 (P 25 保福90)

(3) 啓発

感染症について正しく理解するための啓発活動を推進した。

(平成30年度取組実績)

- ・ AIDS文化フォーラム in 京都 (P 25 保福84)

平成23年度から毎年9月～10月にエイズに関わる各種団体・個人が集まりAIDS文化フォーラム in 京都を開催しており、本市も共催として参画している。今年度も引き続き参画し、講演会等による啓発及び臨時のHIV検査を実施した。

日程 平成30年9月29日(土) 午後0時30分～午後6時30分

※9月30日(日)は台風で中止

場所 同志社大学 新町キャンパス尋真館

内容 講演、ワークショップなど

(若者の視点・文化の視点・陽性者の視点・医療の視点・教育の視点・セクシュアリティの多様性を理解するという視点)

主催 AIDS文化フォーラム in 京都 運営委員会

共催 京都府、京都市など

参加者 300名

- ・ 世界エイズデー街頭啓発事業 (P 25 保福86)
- ・ エイズ啓発パンフレット作成・配布 (P 25 保福88)
- ・ レンアイリョク向上委員会エイズデー企画 (P 26 はぐくみ6)
- ※ この他、「II 1教育・啓発 (2)人権啓発」の中でも実施していく。

(4) 教育

学校・職場等において感染症に関する正しい知識の伝達，感染経路や予防方法などの指導を推進した。

(平成30年度取組実績)

- ・ 学校における性に関する指導・エイズ教育の推進（P 7 5 教育 2 1）

9 犯罪被害者等の人権尊重

主な課題

- ◆ 犯罪被害者やその家族又は遺族は、犯罪による生命や身体への直接的な影響だけでなく、心身の不調や苦痛などにも苦しめられながら、十分な支援が受けられず、深刻な状態に置かれていることが多くあります。
- ◆ また、犯罪被害後において、捜査・報道・裁判・相談等の負担や周囲の理解不足や不用意な言動等を受けることにより、更に傷付き苦しむ二次的被害も問題となっています。

実施施策

(1) 支援対策

京都市犯罪被害者支援総合窓口において、相談や必要な情報の提供、被害直後から中長期にわたって途切れのない支援を行った。

(平成30年度取組実績)

- ・ 犯罪被害者支援策の推進（支援対策）（P 8 文市10）

(2) 啓発・教育

犯罪被害者等が置かれている状況や支援について、市民や事業者が理解を深めるために広報啓発活動を行うとともに、学校・家庭・地域が連携した教育活動を実施した。

(平成30年度取組実績)

- 犯罪被害者支援策の推進（啓発・教育）（P 8 文市11）

犯罪被害者等を社会全体で支える地域社会の実現に向け、犯罪被害者等が置かれている状況や支援に関することについて市民や事業者が理解を深めるために、「いのちを紡（つむ）ぐ週間（5月21日～27日）」において、下京区役所にて大規模パネル展を実施し、各区役所・支所にてホンデリング（※）を実施した。

また、「犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）」において、アートロードなぎつじ、ゼスト御池、市役所正面玄関及び中京区役所で大規模パネル展示を行った。また、京都府、京都府警察本部、（公社）京都犯罪被害者支援センター等の関係機関と連携し、「生命のメッセージ展」や、「犯罪被害者支援京都フォーラム」等のイベントを開催した。さらに、学校と連携した教育活動も実施しており、中高生を対象として、犯罪被害者遺族による講演（いのちを考える教室）を市内10校（市立中学4校、私立中学1校、府立高校1校、私立高校4校）で行った。

※ 読み終わった本など不要となり寄贈された書籍を売却し、その売却代金を（公社）京都犯罪被害者支援センターの支援活動に活用する取組。

※ この他、「Ⅱ 1 教育・啓発 （2）人権啓発」の中でも実施していく。

10 ホームレスの人権尊重と自立支援

主な課題

- ◆ 様々な支援施策を推進した結果、ホームレス数は10年前と比較すると約8割減少していますが、ホームレスの高齢化や路上生活期間の長期化の傾向が一層顕著になっています。
- ◆ 本市の支援施策がホームレスの間に広く認知される一方で、路上生活からの脱却について消極的な方の割合が増加するなど、新たな状況が生じています。
- ◆ ホームレス状態にある人々に対する暴力や嫌がらせ、偏見や差別意識による排除等、人権に関わる重大な問題が発生しています。

実施施策

(1) 勤労

就労による自立を支援するため、京都市自立支援センターを運営し、求職活動の拠点となる宿泊場所の提供や公共職業安定所と連携した就労支援を実施した。

(平成30年度取組実績)

- ・ ホームレスの自立の支援等 (P22 保福57)

「ホームレス訪問相談事業」、「ホームレス居宅定着支援事業」、「ホームレス無料法律相談事業」及び「京都市自立支援センター」の運営等のホームレスの自立に向けた支援施策を総合的に推進し、30年度は203名のホームレスを居宅生活につなげた。

(2) 社会参加

「京都市ホームレス居宅定着支援事業」を実施し、ホームレスが居宅生活に移行した後、地域社会の中で安定した生活を送ることができるよう集中的な定着支援を実施した。

(平成30年度取組実績)

- ・ ホームレスの自立の支援等 (P22 保福57) 【再掲】

(3) 相談

ホームレスが生活する場所を訪問し、自立に向けた相談・支援を行うとともに、多重債務等の自立に向けた阻害要因を抱えるホームレスに対して、弁護士による相談の機会を提供した。

(平成30年度取組実績)

- ・ ホームレスの自立の支援等 (P22 保福57) 【再掲】

1 1 高度情報化社会における人権尊重

主な課題

- ◆ 現代の情報化社会においては、本人の意思とは無関係に個人情報処理されるなど、自己に関する情報をコントロールする権利が侵害されるおそれが高まっています。実際に、行政、民間を問わず年齢や家族構成などの個人情報の漏えいや、それらが商品化されて不正に取り扱われるという問題が発生しています。
- ◆ また、身元調査のように差別的な行為につながる事案も起きています。
- ◆ インターネットにおける不特定多数の利用者に向けた情報発信やSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等において、他人への誹謗中傷や差別を助長する表現、プライバシーに関わる情報等が一方的に掲載される事例が頻発しています。また、一旦ホームページ等に掲載されてしまうと、短期間のうちに広範囲に広まってしまい、削除することが困難となっています。

実施施策

（1）携帯電話・インターネット

携帯電話・インターネットの危険性や依存性について携帯電話会社、PTA、家庭との連携のもと、子どもの実態を踏まえた取組を推進した。

（平成30年度取組実績）

- ・ 高度情報化社会がもたらす消費者トラブルを未然に防止するための消費者教育・啓発（P13 文市41）

- ・ 「京都市消費者教育推進計画」に基づき、消費生活専門相談員等を講師として派遣する出前講座（36回、参加者総数1,061名）やネットトラブルの現状や対策について解説するネットトラブル対策講座（5回、参加者総数311名）を実施したほか、年齢階層に応じた消費者教育冊子・教材の配布（中学生向け消費者教育冊子「めざせ！消費者市民！」を市内全中学校（新1年生向け）に配布した。
- ・ 消費者標語の募集（小学生465名 825作品、中学生1,437名、2,589作品）
- ・ 消費者力パワーアップセミナー2018第2期の開催（平成30年10月23日及び25日 共通テーマ：インターネットやスマートフォンの使い方 参加者総数36名）
- ・ 消費者問題学習会「子どもの人生を守るスマートフォン安全講座」（平成31年3月2日 参加者数40名）を開催する。
- ・ 本やDVDの貸出し（図書39冊、視聴覚教材41本）等の様々な消費者教育・啓発の取組を進めることにより、引き続き、高度情報化社会がもたらす消費者トラブルの未然防止を図った。

- ・ 携帯電話・インターネット不適切利用防止対策の推進（P75 教育19）【再掲】

（2）啓発・広報

市民ひとりひとりがインターネットの利点と危険性を踏まえ、ルールやモラルを守った正しい利用に向けた啓発を推進するとともに、インターネット上で人権侵害があった場合の対処方法や相談窓口の周知を行った。

（平成30年度取組実績）

- ・ 高度情報化社会がもたらす消費者トラブルを未然に防止するための消費者教育・啓発（P13 文市41）【再掲】

※ この他、「Ⅱ 1 教育・啓発 （2）人権啓発」の中でも実施していく。

（3）第三者による住民票の写し等の不正取得の防止

住民票の写し等の不正取得の防止や第三者等に交付された事実を知る権利の保障のため実施している「事前登録型本人通知制度」の適正な運用に努めた。

（平成30年度取組実績）

- ・ 事前登録型本人通知制度の運用（P8 文市9）【再掲】

1 2 様々な課題

主な課題

- ◆ これまでに掲げた重要課題の他にも、社会情勢の変化等に伴い、L G B T等の性的少数者や刑を終えて出所した人等に対する人権問題など、様々な課題が見受けられるようになってきており、新たな動きにも目を向けていく必要があります。

実施施策

様々な人権課題について正しく理解され、その速やかな解決が図られるよう、今後とも積極的に教育・啓発活動を推進するとともに、当事者の状況も踏まえながら、社会全体で支え、共に将来に目を向けて歩んでいける社会を目指して取り組んだ。

(平成30年度取組実績)

◎ L G B T等の性的少数者に係る取組の推進 (P 1 3 文市3 8)

市民や企業等に対する意識啓発に取り組むとともに、他都市の取組事例等も参考にしながら、次のことに取り組んだ。

- ・ 申請書等の性別記載欄の全庁調査と見直し
性別記載欄のある申請書等は 478 件※¹あり、そのうち性別記載欄を削除したものが 160 件、性別記載欄の記載方法について工夫済み※²のものが 71 件であった。
※1 国の法令等で様式が定められているもの (129 件) を除く。
※2 男・女の 2 択ではなく、空欄 (自由記載) とすることや、第 3 の選択肢として「答えたくない」を追加する等
- ・ 職員向けの L G B T等の性的少数者に関する手引きの作成
本市職員が率先して性の多様性について理解を深めるとともに、状況に応じて適切な対応ができるようにするため、職員向けのハンドブック「多様な性に関する職員ハンドブック～職員が理解を深めるために～」を作成した。また、民間企業等にも活用していただけるよう、京都市ホームページにも掲載した。
- ・ 本市施設における多機能トイレの表示の見直し
車いす使用者や身体が不自由な方々に加え、性的少数者など、外見上は多機能トイレが必要だと分かりづらい方々も利用しやすくなるよう、588 箇所※の多機能トイレについて、以下のとおり見直した。
ア 名称を「多機能トイレ」と統一
イ 備えている機能 (オストメイト、介助用ベッド付など) を新たに作成したステッカーで表示
ウ 多機能トイレの使用に係る啓発文を現行のものから修正し、「外見からは分かりにくい困難を抱えている方」がいることを明示
※ 市役所及び区役所、公園、地下鉄の駅などの男女共用で車いすが入れる広さのあるトイレ (学校は除く。)

※ 取組実績は、「Ⅱ 1 教育・啓発 (2) 人権啓発」の中で実施していく。

1 3 複数課題に関連する事業

複数の重要課題に関連する事業として、次の取組を推進する。

(平成30年度取組実績)

- ・ ごみ減量・分別に係る啓発チラシの外国語版、点字版、音声テープ版、CD版の作成・配布（P2 環境2）[多文化／高齢者]
- ・ 有料指定袋制の実施に伴う福祉施策（P2 環境3）[高齢者／障害者など]
- ・ インターネットによる情報の発信（P4 総企4）[多文化／障害者]
- ・ 市民活動総合センターの管理・運営（P8 文市8）[全般]
- ・ 京都市地域自殺対策推進センター運営事業（P19 保福34）[全般]
- ・ くらしとこころの総合相談会（P20 保福40）[全般]
- ・ 福祉ボランティアに関する情報システムの活用及び情報誌の発行（P22 保福60）[高齢者／障害者など]
- ・ ボランティアに関する各種講座の開催（P22 保福61）[高齢者／障害者など]
- ・ 介護保険パンフレットの外国語版、点字版の配布（P24 保福82）[多文化／障害者]
- ・ 区民ふれあい事業（各区・支所）[全般]
- ・ インターネットによる情報発信（P60 市会5）[全般]
- ・ 投票しやすい環境の整備（P61 選管1）[高齢者／障害者]
- ・ 市民防災センターにおける防災体験（P64 消防5）[子ども／高齢者など]
- ・ 防火安全指導の実施（P65 消防11）[高齢者／障害者など]
- ・ 熱中症対策指導の実施（P65 消防12）[高齢者など]
- ・ 防火防災教育訓練の実施（P65 消防13）[女性／子ども／障害者など]
- ・ 防災行動マニュアル策定の推進（P65 消防14）[全般]
- ・ 緊急通報システムと連動した住宅用火災警報器整備事業（P66 消防23）[高齢者／障害者]
- ◎ 住宅用火災警報器取付支援の実施（P66 消防28）[高齢者／障害者]
- ・ 救急活動記録書の遺族への提供（P67 消防32）[全般]
- ・ ホームページ上へのAEDマップの公開（P68 消防43）[全般]
- ・ 市バスにおける多言語などによる案内（P70 交通12）[多文化／障害者]
- ・ 地下鉄における多言語などによる案内（P70 交通15）[多文化／障害者]
- ・ コミュニケーションボードの設置（P71 上下水8）[多文化／障害者]
- ・ 聴覚障害者への窓口対応支援事業（P71 上下水9）[高齢者／障害者]
- ・ 地域読み書き教室支援事業（P72 教育3）[全般]
- ・ 「生き方探究・チャレンジ体験」推進事業（P77 教育36）[高齢者／障害者]

Ⅱ 教育・啓発，相談・救済の取組

「教育・啓発」，「相談・救済」の分類に基づく人権施策については，「Ⅰ 各重要課題の取組」を縦軸とするなら，それぞれに共通する横軸の取組に当たるものであり，両者の総合的な取組により，人権文化の構築を目指す。

1 教育・啓発

主な課題

- ◆ 人権に関する市民意識調査の結果から，広く市民に関心を持ってもらえるような取組や若い世代への情報発信や取組の必要性，企業が人権尊重の視点を大切にし，その社会的責任を果たすことなどが求められていることから，対象や関心に応じたきめ細かな人権教育・啓発を推進していくことが必要です。

実施施策

(1) 人権教育

ア 家庭教育

「京都はぐくみ憲章」の理念を踏まえ，大人も子どもも人権感覚を高めることができる家庭教育を推進した。

(平成30年度取組実績)

- ・ 広報紙「京都はぐくみ通信／GoGo 土曜塾」(P26 はぐくみ2)【再掲】
- ・ 京都はぐくみネットワーク (P26 はぐくみ3)【再掲】
- ・ 子育て学習会・子育て講演会の開催 (P29 はぐくみ32)
- ・ 保護者会活動の支援 (P29 はぐくみ33)
- ・ 各学校・幼稚園における保護者対象の学習会，懇談会等人権学習会の開催 (P76 教育24)

イ 学校等における人権教育

(ア) 幼稚園・保育所・認定こども園

生涯にわたる人格形成の基礎を培う心情・意欲・態度を育むことを目標として，「子どもの権利条約」を踏まえ，相手を尊重する気持ちなど，道徳性の芽生えを培った。

(平成30年度取組実績)

- ・ 「保育の主体は子どもである」との視点からの保育・指導計画に基づく保育の実践 (P29 はぐくみ25)
- ・ 幅広い地域からの利用と交流 (P29 はぐくみ27)
- ・ 地域の保護者・児童の自立の支援等 (P29 はぐくみ30)

(イ) 学校

人権の大切さを理解し、人権尊重を規範とした日常の行動が取れる子どもの育成、すなわち「人権という普遍的文化」の担い手の育成を目指した取組を推進した。

(平成30年度取組実績)

- ・ 「人権教育指導資料集（参考試案）」の活用（P72 教育4）
- ・ 「学校における人権教育をすすめるにあたって」に基づいた人権教育の推進（P72 教育5）

これまで本市学校教育において行ってきた様々な人権問題の解決に向けた取組の成果と課題を整理し、平成14年5月に「《学校における》人権教育をすすめるにあたって」を作成した。作成から7年が経過した平成21年度に、「人権教育検討委員会」を設置し、平成22年3月に内容を改訂した。

本指針の内容としては、学校教育で取り組むべき重点課題として、

- ・ 子どもにかかわる課題
- ・ 男女平等にかかわる課題
- ・ 障害のある人にかかわる課題
- ・ 同和問題にかかわる課題
- ・ 外国人・外国籍市民等にかかわる課題
- ・ HIV感染者等にかかわる課題
- ・ その他の課題

等を挙げている。

「《学校における》人権教育をすすめるにあたって」を基本指針として、各校の実態に即して策定している「人権教育全体計画」及び「年間指導計画」に基づいて人権教育の一層の充実を図った。また、教職員の人権意識の高揚及び指導力の向上を図るための研修会も実施した。

なお30年度には、とりわけ、指針にある個別的な人権課題に関する状況が大きく変化したため、個別の人権課題を中心として平成31年1月に一部改訂した。

- ・ 健康教育の推進（P75 教育20）

ウ 社会教育

人権問題に関するPTA活動や地域女性団体活動の支援等を通じて、人権の各重要課題を広く保護者・市民に啓発し、人権問題は市民ひとりひとりの身近な問題であり、社会全体の問題として全ての人々の人権を尊重する機運づくりを図った。

(平成30年度取組実績)

- ・ 生涯学習アドバイザー・特別社会教育指導員制度（P75 教育22）
- ・ 京都市PTAフェスティバル（P76 教育25）
- ・ 憲法月間・人権月間における人権尊重街頭啓発活動・パレードの実施（P76 教育26）
- ・ 「ゴールドen・エイジ・アカデミー」の開催（P76 教育28）
- ・ 「学びのフォーラム山科」の開催（P76 教育30）
- ・ 人権問題関連図書の展示と貸出し（P77 教育31）

(2) 人権啓発

ア 市民への啓発等

より多くの市民に人権への関心を持ってもらえるよう「広報」に重点的に取り組んだうえで、市民の関心・理解の高まりに応じて、市民との協働による「学習機会の提供」や市民の「自主的な取組の支援」に取り組んだ。また、ICTの積極的な活用などにより若年層への情報発信や「学生のまち京都」の特性を踏まえた取組を推進した。

(平成30年度取組実績)

【広報】

- ・ 刊行物等への啓発標語の掲載 (P1 各局区等1, P64 消防局1, P70 交通局11)
- ・ 公用車による啓発 (巡回啓発, ステッカー掲示) (P1 各局区等2)
- ・ 人権啓発看板, 啓発のぼり旗等の掲出 (P1 各局区等3, P64 消防局4, P69 交通2, P71 上下水4)
- ・ 各種広報媒体を活用した広報啓発活動の展開 (P4 総企2)
- ・ 広報媒体を活用した集中的な啓発活動の展開 (憲法月間・人権月間等における啓発活動) (P4 総企5)
- ・ 「人権ゆかりの地」の発信 (P9 文市13)
- ・ フェイスブックページを活用した情報の発信 (P9 文市14)
- 人権啓発パネル展の開催 (P11 文市26)

5月の憲法月間, 8月の人権強調月間及び12月の人権月間に, 市民への人権メッセージの発信を目的として, ゼスト御池において啓発パネル展を開催した。平成30年度については, より多くの市民の方の目に触れてもらうために開催期間の延長を行った。

- ・ 平成30年5月7日(月)～25日(金) L G B T等の性的少数者
- ・ 平成30年8月17日(金)～9月5日(水) 世界人権宣言70周年を迎えて～人類みんなの宝物～
- ・ 平成30年12月1日(土)～13日(木) 世界人権宣言70周年～誰一人取り残さない社会を目指して～

- ・ 人権総合情報誌「きょう☆COLOR」の発行 (P11 文市28)

著名人や企業のインタビューをはじめ, 各種人権課題をテーマとした特集記事等, 市民及び企業に人権について分かりやすく知っていただくための情報を掲載した。

- ・ 発行年月 平成30年5月 (Vol.8), 12月 (Vol.9)
- ・ 形状等 12ページ (A4版, カラー)
- ・ 発行部数 Vol.8 17,500部
Vol.9 16,500部
- ・ 配布場所 市政案内所, 各区役所・支所, 市立図書館, 文化会館等
(市内の企業・事業所等, 約5,500箇所にも送付。)

	Vol.8 (30年5月号)	Vol.9 (30年12月号)
著名人インタビュー	ワーク・ライフ・バランス はなわ (お笑い芸人・シンガーソングライター)	セクシュアル・ハラスメント 小島 慶子 (タレント・エッセイスト)
人権関連施設の紹介	子ども 京都市教育相談総合センター (こどもパトナ)	障害のある人 京都市こころの健康増進センター
特集	・女性 女性の活躍推進に関する取組 ・子ども 子どもの居場所づくり支援の取組 ・L G B T 「L G B T等の性的少数者について」	・人権全般 世界人権宣言70周年を迎えて 40周年を迎える世界文化自由都市宣言 ・同和問題 部落差別解消推進法
企業インタビュー	ワーク・ライフ・バランス 株式会社オックス・クリエーション	ダイバーシティの推進 オムロン(株)

- ・ 人権月間ポスターの掲示 (P11 文市29)
- ・ 北朝鮮人権侵害問題啓発週間における取組 (P12 文市37)
- ・ 市民しんぶん区版への人権啓発記事の掲載, 憲法月間街頭啓発, 区民ふれあいまつりにおける舞台での人権啓発, 人権啓発作品展など (各区・支所)
- ・ 啓発ポスターの作成及び掲出 (P69 交通4)
- ・ 街頭人権啓発活動の実施 (P69 交通5)
- ・ 市バス車内への人権啓発絵画の展示 (P69 交通6)

【学習機会の提供】

- ・ 人権に関する講演会、映画鑑賞会及び施設見学会など（各区・支所）
- ・ 世界人権問題研究センター「人権大学講座」（P 1 0 文市 1 9）
- ・ 「四字熟語人権マンガ」の募集（P 1 0 文市 2 4）
- ・ 人権啓発イベント「ヒューマンステージ・イン・キョウト」の開催（P 1 0 文市 2 5）
- ・ 人権資料展示施設（ツラッティ千本、柳原銀行記念資料館）の運営（P 1 1 文市 2 7）
- ・ 消防団員を対象とする研修会（P 6 4 消防 7）
- ・ 常設展示の充実（P 7 8 教育 3 9）

【自主的な取組の支援】

- ・ 地域団体の人権研修支援（資料提供等）（P 1 各局区等 4）
- ・ 人権啓発サポート制度（P 9 文市 1 6）【再掲】
- ・ 人権啓発活動補助金の交付（P 1 1 文市 3 0）

イ 企業・団体等への啓発

市民をはじめ多くの人々が働く場である企業や団体等において、人権尊重を基盤とする活動や組織内での人権尊重の風土づくりなどが、その社会的責任として主体的に取り組まれるよう啓発及び支援を推進した。

（平成 3 0 年度取組実績）

- ・ 人権啓発サポート制度（P 9 文市 1 6，P 1 4 産観 3）【再掲】
- ・ 企業等に対する公正採用選考の実施の働き掛け（P 1 2 文市 3 3）【再掲】
- ・ 企業向け人権啓発講座の開催（P 1 2 文市 3 4）【再掲】
- ・ 人権文化推進協力企業感謝状贈呈制度（P 1 2 文市 3 6）
- ・ インターネットを活用した情報の発信（P 1 4 産観 1）【再掲】
- ・ 講座の開催（P 1 4 産観 2）【再掲】
- ・ 伏見区人権啓発推進協議会人権啓発講座（P 5 4 伏見区 8）
- ・ 交通局契約の広告代理店に対する人権啓発研修（P 6 9 交通 1 0）
- ・ 関連企業に対する啓発活動の実施（P 7 1 上下水 3）

ウ 関係機関等との連携

「融合」の視点から市役所内の連携を密にし、人権施策を総合的に進めていくとともに、「共汗」の視点から関係行政機関、研究機関及び市民団体等との協働により施策を推進した。

（平成 3 0 年度取組実績）

- ・ 京都人権啓発行政連絡協議会への参画（P 1 0 文市 2 0）
- ・ 京都人権啓発推進会議への参画（P 1 1 文市 3 1）
- ・ 京都人権啓発活動ネットワーク協議会への参画（P 1 2 文市 3 2）
- ・ 地域啓発推進協議会による連携充実（各区）
- ・ 人権啓発ポスターコンクール（京都人権啓発推進会議）（P 7 3 教育 1 1）

2 相談・救済

主な課題

- ◆ 人権を侵害されている人が、相談をし、必要な場合には、適切な機関による救済が受けられるよう、窓口の一層の周知と相談体制の充実、関係機関によるネットワークの強化を図っていく必要がある。

実施施策

(1) 各種の相談に応えられる体制の充実

多言語による相談など、相談者のニーズに応じた相談体制の充実を図るとともに、複雑化・多様化する相談に対応し、また、相談者の置かれている立場に寄り添った相談が行えるよう、従事職員の資質向上のための研修の充実等に取り組んだ。

(平成30年度取組実績)

- ・ 京都市民法律相談事業の実施（P13 文市40）
- ・ 区民ふれあい相談コーナーの開設（各区・支所）
- ・ 市民からの相談電話を通じた情報提供（P64 消防2）

※ 重要課題に関する取組実績は、「I 各重要課題の取組」に掲載。

(2) 相談・救済に関わる関係機関等による連携の充実

人権問題が複雑化、多様化する中で、相談・救済機関の連携が図れるよう本市の各部局はもとより、京都地方法務局や京都労働局などの関係機関等と相互のネットワークを強化した。

(平成30年度取組実績)

- ・ 京都人権啓発行政連絡協議会への参画（P10 文市20）【再掲】
- ・ 京都人権啓発推進会議への参画（P10 文市31）【再掲】
- ・ 京都人権啓発活動ネットワーク協議会への参画（P11 文市32）【再掲】

(3) 人権擁護委員活動との連携

啓発・相談や人権侵犯事件に関する調査などを行う人権擁護委員の活動を市民に周知するとともに、活動が更に充実されるよう京都地方法務局と連携を進めた。

(平成30年度取組実績)

- 人権擁護委員による特設相談の実施（P9 文市15）

人権相談窓口をより身近に御利用していただきやすくなるよう、平成30年9月から、これまでの京都市消費生活総合センターに加えて、4つの区役所（左京区、下京区、右京区、伏見区）に新たに相談窓口を開設し、相談を実施した。

場所：京都市消費生活総合センター

日時：原則毎月第4木曜日の13時～16時

開催実績：3回実施（事前予約制により、事前の予約がない場合は開設しないため）

延べ相談件数：3件

場所：区役所（左京区、下京区、右京区、伏見区）

日時：（平成30年9月～）原則毎月第3木曜日の13時15分～16時15分

開催実績：2回（事前予約制により、事前の予約がない場合は開設しないため）

延べ相談件数：2件

- ・ 人権擁護委員との連携及び活動の支援（P10 文市21）

(4) 相談機関等に関する情報の周知

市民が、人権に関する問題が起こった場合に適切な機関等に相談ができるよう十分な周知を進めた。

(平成30年度取組実績)

- ・ 「京都市人権相談マップ」の発行（P10 文市18）

Ⅲ 計画の推進に関する取組

1 推進体制と職員研修

実施施策

(1) 推進体制

京都市人権文化推進計画に基づく人権施策について、全庁的な組織としての「人権文化推進会議」を中心に関係部局間で緊密に連携を取りながら、総合的、効果的に推進した。

(平成30年度取組実績)

- ・ 人権行政の視点からの所属事務事業の点検（P1 各局区等7）
- ・ 人権文化推進会議による庁内の連携充実（P10 文市23）
- ・ 各種会議等による局内連携の充実（P71 上下水5）

(2) 職員研修

職員の人権尊重意識を徹底し、ひとりひとりが人権の尊重を基礎として行動できるよう、不断に職員研修に努める。また、研修効果が高まるような工夫、より効果的・効率的な研修方法についての研究を進めた。

人権文化の構築に向けて、研修推進月間と位置付ける5月「憲法月間」及び12月「人権月間」に、すべての職員を対象とした人権に関する理解を深める研修*を実施した。

※ 憲法月間講座（テーマ：新しい視点から見る部落差別）

人権月間講座（テーマ：多様な性のあり方を考える）

聴覚言語障害に関する基礎知識や手話を学ぶ「手話講座（10～11月）」及び「ワンポイント手話研修（1月）」を実施した。

また、研修推進月間と位置付ける5月の「憲法月間」、12月の「人権月間」に、所属における研修を奨励・支援することで、人権問題の意識を高めた。

(平成30年度取組実績)

- ・ 人権行政に関する情報等の職員への提供（P1 各局区等6, P69 交通局1, P71 上下水7, P76 教育27）
- ・ 人権教育に関する情報提供等職員の自主的な研修等の条件整備（P1 各局区等8）
- ・ 職員研修の実施・充実（P1 各局区等9, P3 行財1, 消防, 交通, 上下水, 教育等）
- ◎ パワーハラスメント防止に向けた研修及び職場教育の実施（P64 消防8）
- ・ 障害者福祉講座の実施（P67 消防35）
- ・ 国際文化系研修の実施（P67 消防36）
- ・ 手話講座の実施（P67 消防37）
- ・ 人権研修推進者の養成（P67 消防41）
- ・ 人権研修推進者等による研修内容等の検討（P68 消防42）
- ・ 職場活性化専門委員会（P69 交通3）
- ・ 庁内誌への啓発標語の掲載（P71 上下水2）
- ・ お客様対応研修（P71 上下水10）
- ・ 人権啓発映画の貸出し（P76 教育29）
- ・ 教職員の教育研究団体研修への支援（P77 教育34）
- ・ 教育研究資料・教育関係図書の充実（P77 教育35）

2 関係機関、関係団体との連携

人権尊重のまちづくりを進めるため、国、京都府などの行政機関、各種団体などと、それぞれの役割や責任を明確にしつつ、幅広い連携、協力を図った。

(平成30年度取組実績)

- ※ 「Ⅱ 1 教育・啓発 (2) 人権啓発 ウ 関係機関等との連携」及び「Ⅱ 2 相談・救済 (2) 相談・救済に関わる関係機関等による連携の充実」に取組実績を掲載。

3 進行管理と評価

(1) 進行管理

京都市人権文化推進計画に掲げる施策について、毎年度、具体的な事業計画書を作成し、実施状況の点検を行うとともに、市民に対して本市の人権に関する取組を分かりやすく発信し、進捗状況が伝わるような工夫を行った。

(平成30年度取組実績)

- ・ 京都市人権レポートの発行 (P 9 文市17)
- ・ インターネットにおける事業計画書の掲載 (P 12 文市35)

(2) 評価

外部の視点から施策点検等を行う「京都市人権文化推進懇話会」において、専門的な見地及び市民の立場から実施事業の評価をしていただき、施策に反映させた。

(平成30年度取組実績)

- ・ 京都市人権文化推進懇話会の運営 (P 10 文市22)
- ◎ 人権文化推進計画中間見直しに係る市民意識調査の実施 (P 13 文市39)

市民の人権に関する意識や関心、具体的な施策のニーズ、人権相談の現状など人権施策全般に関する状況や前回調査(平成25年度)との比較による市民意識の変化等を把握し、今後の人権施策の推進に向け、より効果的な方策を検討するための基礎資料を得るため実施した。

調査結果は、京都市人権文化推進計画(計画期間:平成27年度~令和6年度)の中間見直しの基礎資料として活用。

【調査概要】

調査時期:平成30年11月1日~11月15日

対象者:市内在住の18歳以上の男女3,000人(外国籍市民を含む。)

有効回答:1,059件(回答率35.3%)